

読谷村指定給水装置工事事業者の皆様へ

指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	指定番号	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	1～66	令和2年9月29日まで
H11.4.1～H15.3.31	67～140	令和3年9月29日まで
H15.4.1～H19.3.31	141～175	令和4年9月29日まで
H19.4.1～H25.3.31	176～225	令和5年9月29日まで
H25.4.1～R1.9.30	225～	令和6年9月29日まで

更新対象の事業者様宛に郵送にて通知します。
郵便の不着や未更新の方への再通知は致しません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

- 更新申請に必要な書類

- ・様式第1号及び様式第2号
- ・機械器具調書
- ・[法人]定款及び登記事項証明書
[個人]住民票
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証の写し)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、
適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無

◇お問い合わせ

読谷村上下水道課 水道施設係
TEL:098-982-9223
FAX:098-982-9224